

随意契約理由

令和8年(2026年)1月15日

契約担当課名	選挙管理委員会事務局
発注担当課名	選挙管理委員会事務局
契約名称	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙システム機器賃貸借契約
契約内容	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査で使用する端末機器等の賃貸借
契約締結日	令和8年1月15日
及び契約期間	令和8年1月24日から令和8年2月27日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府大阪市西区南堀江1丁目7番4号 エイトレント株式会社
契約金額	1,635,150円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当)</p> <p>当該契約は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙システム機器等の賃貸借契約であるが、1月23日に衆議院が解散、2月8日投開票で総選挙が実施される予定であり、早急に事業者の決定及び契約締結を行い、当該機器等を調達する必要があるため、上記契約の相手方と随意契約を締結するものです。</p>